

静岡県内の私立小学校・中学校に通学する皆さんへ

令和4年度から家計急変世帯への授業料支援を行っています

- 自己の責めによらない会社の倒産、失業等の家計急変事由により、年間収入見込額が一定水準以下となった場合、授業料が減免されます。
(次年度以降も支援を受ける場合、年間収入見込額の他、資産保有額についても一定水準以下である必要があります。)

区分	内容
対象校種	静岡県内の小学校、中学校※
助成対象	授業料
助成額	336,000円(年額)
対象世帯 ※対象となる世帯の年間収入見込額は、裏面をご覧ください	<p>①令和4年度に発生した家計急変により授業料の納付が困難となった者 【収入要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が135,000円未満であること</p> <p>②入学後に発生した家計急変により低所得の状況が継続し、令和4年度において授業料の納付が困難な者 【収入・資産要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が135,000円未満であること ・保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること</p>

※上記は私立小学校・中学校の児童生徒向けの制度の案内ですが、高校生向けにも家計急変者について支援を行っています。

- 助成制度を利用する場合は、学校に申請書を提出する必要があります。詳しくは各私立学校の事務担当者に御確認ください。

このリーフレットに関する問合せ先
静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課
電話:054-221-2009

【対象世帯の例】

	世帯構成人数	年間収入見込額
ひとり親又 は両親のうち 一方が働 いている場合	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	400万円未満
	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	460万円未満
	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	490万円未満
	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	510万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	540万円未満
両親共働き の場合	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	440万円未満
	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	550万円未満
	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	590万円未満
	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	620万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	650万円未満